

議案第 9 2 号

飛驒市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

飛驒市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

消費税率等の引上げに伴う改正並びに罰則規定の明文化及び給水装置の所有者等について重複する条文を削除等するための改正

## 飛驒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

飛驒市水道事業給水条例（平成16年飛驒市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「取外し」の次に「又は止水栓」を加え、同条第4号中「給水装置の保管者、給水装置の管理者、給水の申込者若しくは」を削る。

第18条及び第19条を次のように改める。

第18条及び第19条 削除

第21条第1項及び第30条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第39条第1項第1号中「1500円」を「1,500円に100分の110を乗じて得た額」に改める。

第49条の見出しを「(罰則)」に改め、同条第1項中「過料を科することができる」を「過料に処することができる」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第50条 偽りその他不正な手段により給水料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第49条の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（給水料に関する経過措置）

2 この条例の施行日前から継続して供給している使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に給水料の支払を受ける権利が確定するものに係る給水料については、改正後の第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

飛騨市水道事業給水条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 給水装置 配水管から分岐した給水管及びこれに直結する給水用具をもって構成する装置をいう。ただし、水道量水器（以下「量水器」という。）を含まない。</p> <p>(2) 給水の休止 量水器の取外し_____による給水管の遮断をいう。</p> <p>(3) 給水の廃止 配水管の連絡の切断をいう。</p> <p>(4) 給水関係者 給水装置の所有者、<u>給水装置の保管者、給水装置の管理者、給水の申込者若しくは水道の利用者又はこれらの代理人をいう。</u></p> <p>第3条～第17条 略 <u>(給水装置の所有者等の異動)</u></p> <p>第18条 <u>給水装置の所有者又は保管者に異動があったときは、その都度市長に届け出なければならない。この場合において、異動後の所有者又は保管者は給水装置に関する一切の権利義務を継承したものとみなす。</u></p> <p><u>(給水装置の管理者の指定)</u></p> <p>第19条 <u>給水装置の所有者又は保管者が、市内に居住しない者であるときは、市内に居住する者のうちから給水装置の管理者を定め、市長に届け出なければならない。給水装置の管理者に異動があったときも、また同様とする。</u></p> <p><u>2 給水装置の管理者は、この条例又はこれに基づく管理規定の定めるところにより、給水装置の所有者又は保管者に代わって一切の事項を処理しなければならない。</u></p> <p>第20条 略 (給水契約の申込み及び加入金の納付)</p> <p>第21条 給水装置の新設工事又は改造工事（口径を増す場合に限る。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を得なけ</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 給水装置 配水管から分岐した給水管及びこれに直結する給水用具をもって構成する装置をいう。ただし、水道量水器（以下「量水器」という。）を含まない。</p> <p>(2) 給水の休止 量水器の取外し又は<u>止水栓</u>による給水管の遮断をいう。</p> <p>(3) 給水の廃止 配水管の連絡の切断をいう。</p> <p>(4) 給水関係者 給水装置の所有者、_____水道の利用者又はこれらの代理人をいう。</p> <p>第3条～第17条 略 _____</p> <p>第18条及び第19条 削除 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>第20条 略 (給水契約の申込み及び加入金の納付)</p> <p>第21条 給水装置の新設工事又は改造工事（口径を増す場合に限る。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を得なけ</p>

ればならない。この場合において申込者は、申込みと同時に次の各号に定める加入金に100分の108を乗じて得た額を納付しなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

第22条～第29条 略

(給水料)

第30条 給水料は、別表第2により算定した合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 略

第31条～第38条 略

(手数料)

第39条 略

(1) 再開栓手数料(給水の休止中の給水装置の再開に係る手数料をいう。ただし、第20条、第45条及び第46条に規定する給水の休止又は停止中の給水装置の再開に係るものを除く。) 量水器1個につき  
1500円

(2) 略

2 略

第40条～第48条 略

(過料)

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料を科すことができる。

(1)～(5) 略

2 略

ればならない。この場合において申込者は、申込みと同時に次の各号に定める加入金に100分の110を乗じて得た額を納付しなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

第22条～第29条 略

(給水料)

第30条 給水料は、別表第2により算定した合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 略

第31条～第38条 略

(手数料)

第39条 略

(1) 再開栓手数料(給水の休止中の給水装置の再開に係る手数料をいう。ただし、第20条、第45条及び第46条に規定する給水の休止又は停止中の給水装置の再開に係るものを除く。) 量水器1個につき  
1,500円に100分の110を乗じて得た額

(2) 略

2 略

第40条～第48条 略

(罰則)

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することができる。

(1)～(5) 略

2 略

第50条 偽りその他不正な手段により給水料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。

## 飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

### 1 改正の趣旨

消費税率等の引上げに伴う改正並びに罰則規定の明文化及び給水装置の所有者等について重複する条文を削除等するための改正

### 2 改正の内容

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第86号）により、消費税率及び地方消費税率が引上げられることに伴い、消費税率及び地方消費税率について規定している箇所を改正する。

また、併せて行為に係る過料の罰則規定を追加し、給水装置の所有者等について重複する条文を削除する。

### 3 施行日

- (1) 令和元年10月1日
- (2) 過料の罰則規定に関する部分 令和2年4月1日